

令和6年度事業場調査（実地調査）結果

1 調査実施時期

令和6年11月～令和7年1月

2 調査数 45 箇所（本庁8所属、地域機関37事業場）

知事部局等	： 本庁 5 、地域機関 15	計 20 箇所
教育委員会	： 本庁 1 、地域機関 15	計 16 箇所
警察本部	： 本部 2 、地域機関 7	計 9 箇所

※知事部局等とは、知事部局、議会事務局及び各行政委員（会）事務局をいう。

（以下同じ。）

※各任命権者の本庁（本部）はそれぞれ全体が1つの事業場となっているが、調査数は、その内部組織にある所属数を記載している。（以下同じ。）

3 調査結果

本年度実地調査の対象となった事業場では、労働関係法令や府の条例・規則に則って、服務管理・安全衛生管理が概ね適切に実施されていたが、各任命権者の本庁及び地域機関の一部の事業場において、次のような改善事項（32項目中7項目）及び助言事項（9項目中7項目）が認められた。当該事業場の長（所属長）に対しては、調査結果及び指導内容を文書通知し、改善事項等については改善状況報告書の提出を指示した。

（1）改善事項

項 目・内 容	該当事業場（所属）数		
	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部
一斉休憩の除外	0	1	0
【重点】時間外勤務命令の徹底 ※（ ）内は、当該年度中に是正措置が実施された箇所数（内数）	1 (1)	1 (1)	0
【重点】時間外勤務命令の上限規制の遵守	7	1	0
衛生委員会の毎月開催	0	5	1
定期健康診断の受診	0	2	0
保護具着用管理責任者の選任	2	0	0
その他の執務室・機械等の管理	0	1	0

（注）教員については、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、原則、時間外勤務を命じないこととなっている。

(2) 助言事項

項 目・内 容	該当事業場（所属）数		
	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部
【重要】長時間勤務の縮減		13 (教職員のみ)	
業務外での在庁	3	3 (教員以外の職員が対象)	0
業務の偏在	6	2 (教員以外の職員が対象)	3
【重点】週休日の振替	2	1	0
年次休暇の取得促進	9	2	0
【重点】夏季特別休暇の取得促進	3	5	0
医師による面接指導の実施（教職員）		10	

(3) 労働基準法及び労働安全衛生法の運用についての効果的な取組事例

- ・ 年次休暇の取得目標を設定して、月次の所内課長会議で取得実績を共有することで、各課・係において、未取得者へ呼びかけや、休暇を取得しやすい雰囲気づくりを推進し、取得目標を達成した。
- ・ 昼休みの時間帯にも来客・生徒対応等が発生することから、職種や勤務場所に合わせた休憩時間を設定し、「一斉休憩の除外届出」を行うことで、教職員の休憩時間の確保と府民サービスの両立を図ることができた。
- ・ 民間企業においては年次休暇の5日間取得義務化がされていることとその意義を職員に説明し、積極的な取得を呼びかけた。

4 事業場名の公表対象となる事業場

今年度の調査において、公表対象となる事業場はなかった。